

# 支給認定基準及び利用調整について

平成 26 年 1 1 月 1 3 日  
健康福祉部子育て支援課

# 支給認定の概要

## 1 概要（平成26年5月30日の富里市子ども子育て会議で審議済）

### ○ 保育の必要性の認定

- ① 「事由」：保護者の就労，疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 「区分」：「保育標準時間認定」または「保育短時間認定」の区分（保育必要量）
- ③ 「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

## 2 「事由」について

### ○ 事由については，国の基準どおり。

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病，障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など，同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護，看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に，既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他，上記に類する状態として市町村が認める場合

## 3 「区分」について

新制度では，それぞれの家庭の就労実態などに応じて，その範囲で利用することが可能な最大限の枠として，主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分に設定され，子どもごとに，保育の必要性を認定する事由と就労実態等に応じて，「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの区分の認定を行います。

保育標準時間・・・就労の下限時間は、1ヶ月当たり120時間とする。  
 (1日 最大11時間の保育利用可)

保育短時間・・・就労の下限時間は、1ヶ月当たり48時間とする。

保育標準時間	1日あたり最大11時間までの利用(11時間を超えての利用は延長保育)
保育短時間	1日あたり最大8時間までの利用(8時間を超えての利用は延長保育)

〈利用イメージ〉

以下の条件の場合の例として作成したものです。

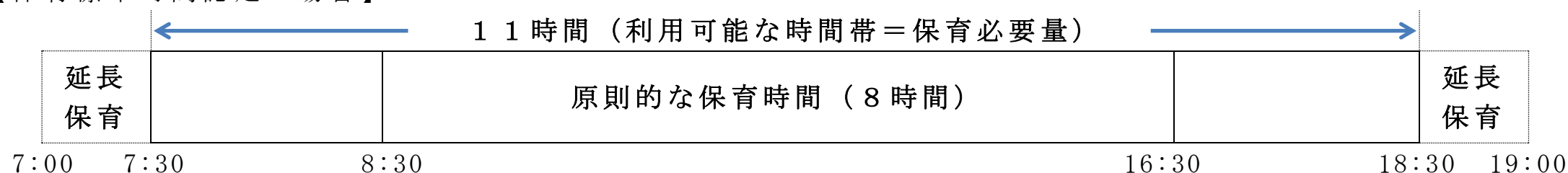
開所時間や保育標準時間の時間帯等は施設により異なります。

開所時間 : 午前7時から午後7時まで(12時間)

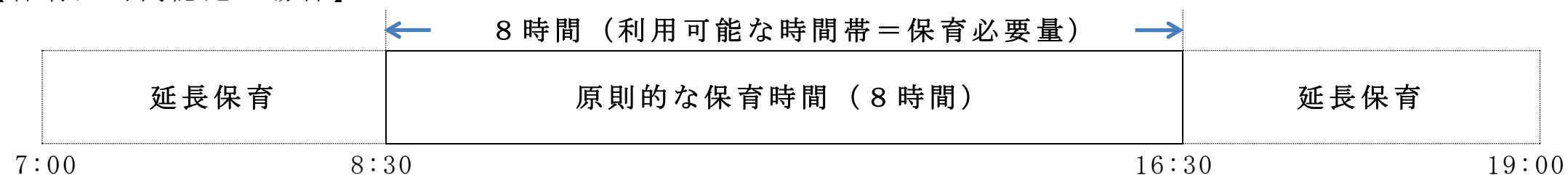
保育標準時間の時間帯 : 午前7時30分から午後6時30分まで(11時間)

保育短時間の時間帯 : 午前8時30分から午後4時30分まで(8時間)

【保育標準時間認定の場合】



【保育短時間認定の場合】



#### 4 保育の必要性の認定（支給認定）に係る事由ごとの区分（保育必要量）について

区分（保育必要量）の認定については、国が、子ども子育て支援法施行規則第4条で規定しており、支給認定する事由とそれぞれの家庭の就労実態などに応じて、「保育標準時間」又は「保育短時間」の認定をすることになっていますが、事由のうち「② 妊娠・出産」、「⑤ 災害復旧」、「⑧ 虐待・DV」は区分せずに、一律に保育標準時間で認定することとなっています。

また、事由のうち「③ 疾病・障がい」、「⑥ 求職活動」、「⑨ 育児休業」については、区分に分けて行うことが適当でないと市が認める場合には、一律に保育短時間（又は保育標準時間）として認定することも可能であることから、本市では下表のとおり認定することといたします。

	事由	区分（保育必要量）		富里市の考え方
①	就労	保育標準時間	保育短時間	
②	妊娠・出産	保育標準時間		
③	保護者の疾病，障がい	保育標準時間	保育短時間	保育短時間を原則とし，疾病・障がいの状況により保育標準時間も可とする。
④	親族の介護・看護	保育標準時間	保育短時間	
⑤	災害復旧	保育標準時間		
⑥	求職活動	保育短時間		一律に保育短時間とする。
⑦	就学	保育標準時間	保育短時間	
⑧	虐待，DV	保育標準時間		
⑨	育児休業	保育短時間		一律に保育短時間とする。
⑩	市が認める事由	保育標準時間	保育短時間	

※全ての事由において、保護者の申出により、保育短時間認定とすることができます。

## 5 支給認定に係る事由ごとの「有効期間」について

支給認定の有効期間については、保育の必要性を認定する事由ごとに、国が、子ども子育て支援法施行規則第8条で規定していますが、この事由のうち「⑥ 求職活動」、「⑨ 育児休業」、「⑩ 市が認める事由」については、市で定める必要があります。

	事由	支給認定の有効期間		富里市で定める期間
		2号（3歳以上）	3号（3歳未満）	
①	就労	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
②	妊娠・出産	支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで		—
③	保護者の疾病、障がい	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
④	親族の介護・看護	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
⑤	災害復旧	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
⑥	求職活動	効力発生日から、90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の月末まで		90日を限度とする。
⑦	就学	保護者の卒業予定日又は終了日が属する月の末日まで		—
⑧	虐待，DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日の前日まで	—
⑨	育児休業	市が定める期間		2号：小学校就学前まで 3号：育児休業対象児1歳6ヶ月になる月の末日まで
⑩	市が認める事由	市が定める期間		事由によって、①～⑨に準ずる

## 6 利用調整について

### ○利用調整基準について

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により改正された改正後の児童福祉法附則第73条第1項により読み替えられた，同法第24条第3項の規定により，市町村は，保育所等の利用について調整を行うこととなっています。利用定員を超える利用申込みがあった場合，利用調整基準の点数等に基づき利用調整を行い，利用可能な施設のあっせんを行うこととなります。利用調整基準については，現行の実施基準を踏まえ検討中です。

### ○優先利用について

	優先利用の項目	現 行	富里市の考え方
加 点 項 目	ひとり親世帯	配偶者の死亡，離別，行方不明，拘禁等の世帯	現行どおり
	生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	現行に加え，就労による自立が見込まれる場合を追加
	生計中心者の失業	生計の中心者の失業により，就労の必要性が高い場合	現行どおり
	育児休業明け	産後休暇又は育児休業が終了し職場に復帰する場合	現行に加え，一時退所した児童が再入所を希望する場合を追加
	多子世帯	子が4人以上いる世帯	現行に加え，既に兄妹姉妹が保育所等に入所している場合又は同時に2人以上の申込みをしている場合を追加
	その他	地域，家庭の危険度及び経済的困窮	現行に加え，認可外保育施設等利用者や待機期間の長い方への配慮を追加 子育て支援のための人材確保，育成や就業継続による観点から，保育士，幼稚園教諭，保育教諭，放課後児童クラブ支援員等の子どもの利用に当たって配慮を追加
減 点 項 目		保育ができる高齢の同居人がいる場合 就労日数が月10日以上20日未満の場合	現行に加え，下記を新たに追加 ・転入者を除く，市外居住者 ・内定を辞退した場合 ・過年分の保育料に滞納がある場合